

県南広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年3月28日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1 路線名 東宮野目二枚橋線
- 2 供用開始の区間 花巻市東宮野目第3地割67番3地先から葛第5地割268番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年4月1日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで